

第13次倉敷市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱式
平成30年第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成30年2月6日（火）

13時30分～

場 所：倉敷市役所 特別委員会室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長あいさつ

4 委員自己紹介

5 事務局紹介

6 会長、副会長の選出

—— 議 事 ——

7 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について
(審議会の位置付け、市と審議会の役割)

8 倉敷市の一般廃棄物処理について
(1) 平成28年度のごみ処理実績
(2) ぐらしキック20と5Rの取り組み
(3) 目標達成に向けた施策（59施策）

9 し尿くみ取り手数料の改定について

10 閉会

第13次倉敷市廃棄物減量等推進審議会委員名簿（50音順）

所属	役職名	氏名
イーブくらしきネットワーク	代表	いけだ みえこ 池田 三重子
倉敷市栄養改善協議会	副会長	いしい つるこ 石井 つる子
倉敷再生資源事業協同組合	代表理事	いとう しげお 伊藤 繁雄
倉敷商工会議所	総務部総務課長 兼産業振興課長	いのうえ ひろやす 井上 裕康
倉敷市環境衛生協議会	理事	おおや のりゆき 大屋 徳敬
倉敷ファッションセンター株式会社	取締役部長	かわひがし まさたけ 川 東 正武
倉敷市愛育委員会連合会	会長	さとう ちずこ 佐藤 千津子
市民公募		たかき ようこ 高木 洋子
倉敷市婦人協議会	副会長	たけのり けいこ 武則 啓子
市民公募		たなべ とくこ 田邊 徳子
倉敷美誠清掃協同組合	専務理事	なかやま かずまさ 中山 一将
くらしき作陽大学 食文化学部	講師	ひぐち ともゆき 樋口 智之
パートナーシップ向上セミナー	修了生	ひやくもと けいこ 百本 恵子
倉敷市議会議員 環境水道委員会	委員長	ふじい しょうすけ 藤井 昭佐
イオンモール株式会社 イオンモール倉敷	渉外部長	ふじい としまさ 藤井 敏雅
岡山大学大学院 環境生命科学研究科	教授	ふじわら たけし 藤原 健史
倉敷市議会議員 環境水道委員会	副委員長	まつなり やすあき 松成 康昭

倉敷市廃棄物減量等推進審議会事務局名簿

所属	役職名	氏名
環境リサイクル局	局長	くろだ てつろう 黒田 哲朗
リサイクル推進部	部長	みやけ ゆきお 三宅 幸夫
リサイクル推進部	次長	とよた こうじ 豊田 浩二
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	課長主幹	ほかむら ひろゆき 外村 博之
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	管理係 係長	うちだ かずみ 内田 和美
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係 係長	みやかわ としひろ 宮川 稔浩
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	リサイクル推進係 係長	ほらだ たかゆき 原田 隆行
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	指導係 係長	あきやま まさとし 秋山 雅俊
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	指導係 主任	くわぎ じゅんいち 桑木 淳一
リサイクル推進部 一般廃棄物対策課	企画係 副主任	おおぞう じゅん 大造 純

7 倉敷市廃棄物減量等推進審議会について

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会を設置する。(倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第1条)

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の7 抜粋)

市町村は、その区域における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

(2) 審議会と行政の役割

(ア) 審議会の役割

- ・審議会とは、地方自治法(第138条の4第3項)に基づき設置された、執行機関(行政)の附属機関である。
- ・当審議会では、廃棄物減量等の推進について審議し、会としての意見、答申を述べることを役割としている。

(地方自治法 第138条の4第3項 抜粋)

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(イ) 行政の役割

審議会の意見、答申を尊重し、個々の行政施策を責任を持って決定、実施することを役割としている。

(3) 審議事項

- (ア) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (イ) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (ウ) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の促進に関すること。
- (エ) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (オ) 前各項に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(4) 組織

- (ア) 学識経験者
- (イ) 事業者団体の代表者
- (ウ) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (エ) 市民
- (オ) 前各項に掲げるもののほか市長が必要と認める者

8 倉敷市の一般廃棄物処理について

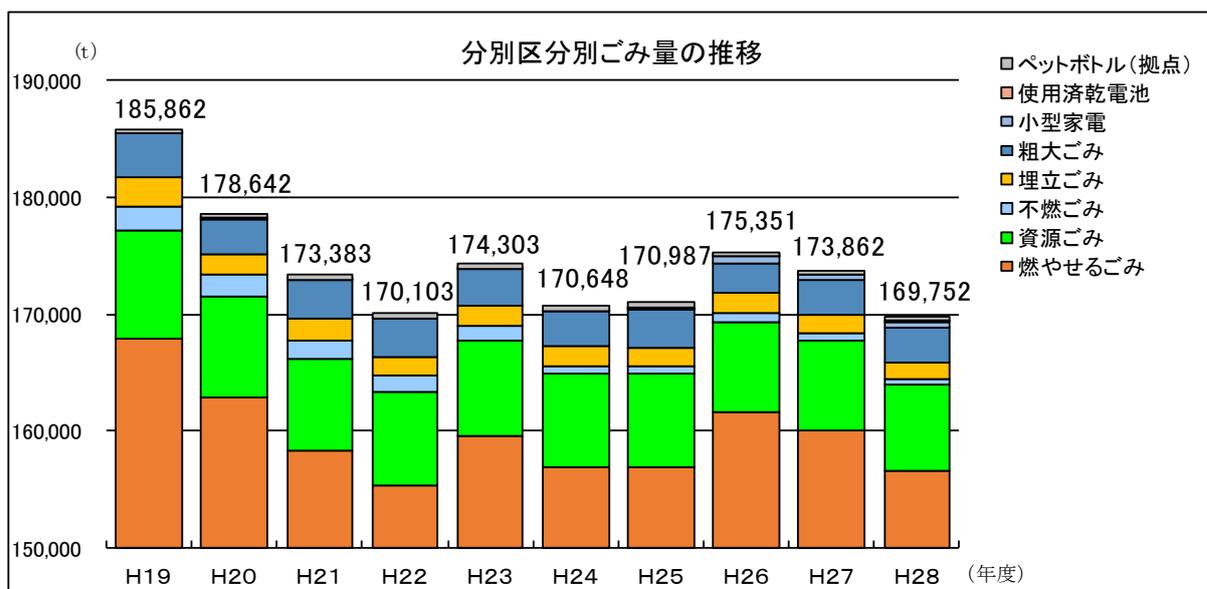
(1) 平成28年度のごみ処理実績

ア ごみ排出量の推移

169,752t (対前年度比 ▲2.3%)

単位:t

	総排出量	燃やせるごみ	資源ごみ	不燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	小型家電	使用済乾電池	ペットボトル(拠点)	集団回収
H19	185,862	167,894	9,310	1,990	2,599	3,637		77	355	19,467
H20	178,642	162,861	8,675	1,786	1,761	3,094		84	382	18,754
H21	173,383	158,235	7,994	1,555	1,911	3,201		88	399	18,542
H22	170,103	155,335	7,992	1,381	1,636	3,269		78	414	17,867
H23	174,303	159,559	8,127	1,306	1,805	3,044		74	388	17,458
H24	170,648	156,863	8,037	659	1,633	2,981		71	404	16,779
H25	170,987	156,824	8,046	675	1,596	3,221	101	81	443	16,376
H26	175,351	161,586	7,785	695	1,722	2,623	486	92	362	15,586
H27	173,778	160,044	7,718	604	1,617	2,877	496	90	332	14,920
H28	169,752	156,556	7,340	489	1,499	2,943	499	89	337	14,244
前年対比	97.7%	97.8%	95.1%	80.9%	92.7%	102.3%	100.6%	98.5%	101.6%	95%
前年差	-4,026	-3,488	-378	-115	-118	66	3	-1	5	-676



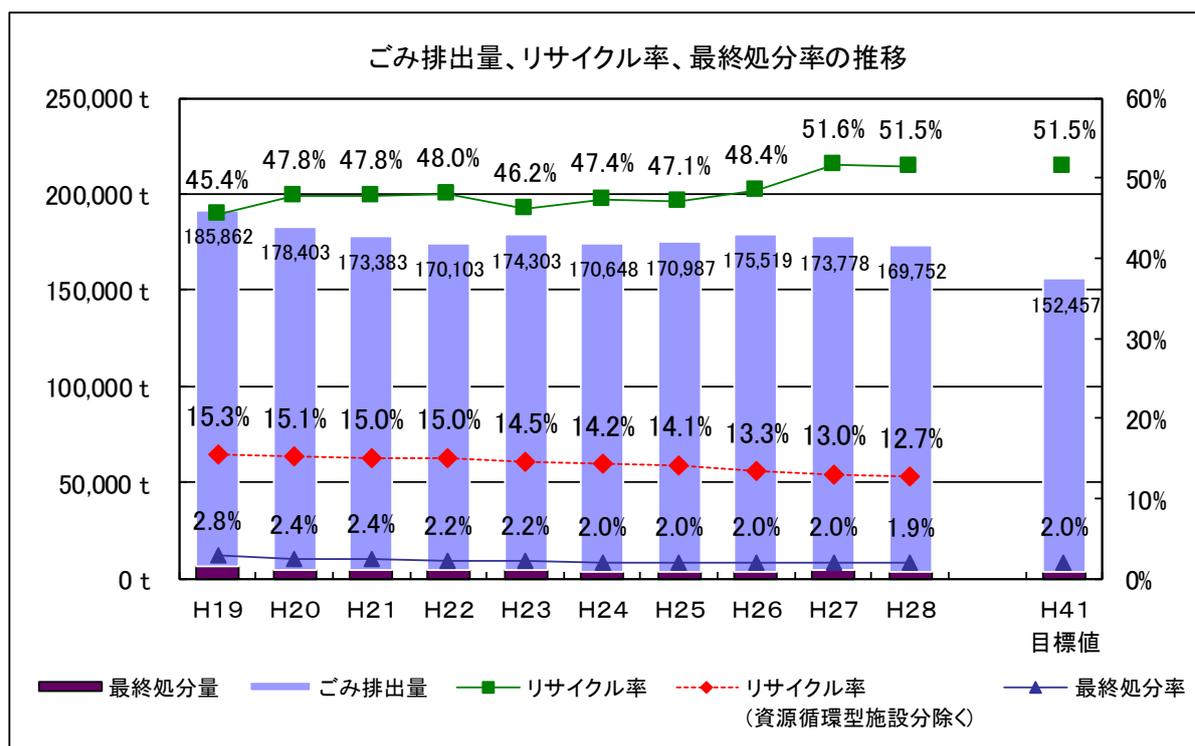
イ ごみの種類別排出量 単位 t

区分	平成28年度	前年度対比
燃やせるごみ	156,556	-2.2%
資源ごみ	7,340	-4.9%
不燃ごみ	489	-19.1%
埋立ごみ	1,499	-7.3%
粗大ごみ	2,943	2.3%
使用済小型家電	499	0.6%
使用済乾電池	89	-1.5%
ペットボトル(拠点)	337	1.6%
総排出量	169,752	-2.3%

ウ 家庭ごみ・事業ごみ・資源ごみ別の排出量（単位：t）

区分	H27	H28	対前年	
家庭ごみ	94,640	91,604	-3,036	-3.21%
事業ごみ	70,998	70,383	-615	-0.87%
資源ごみ	8,140	7,766	-374	-4.59%
ごみ総排出量	173,778	169,752	-4,026	-2.32%

エ リサイクルと最終処分率の状況



(2) 暮らしキック20と5Rの取り組み

平成19年度を基準とし、平成36年度までにごみを20%以上削減する目標を表している愛称のことで、「暮らしき」で「暮らし」の中から「20%」のごみを減量「キック」するという意味が込められている。

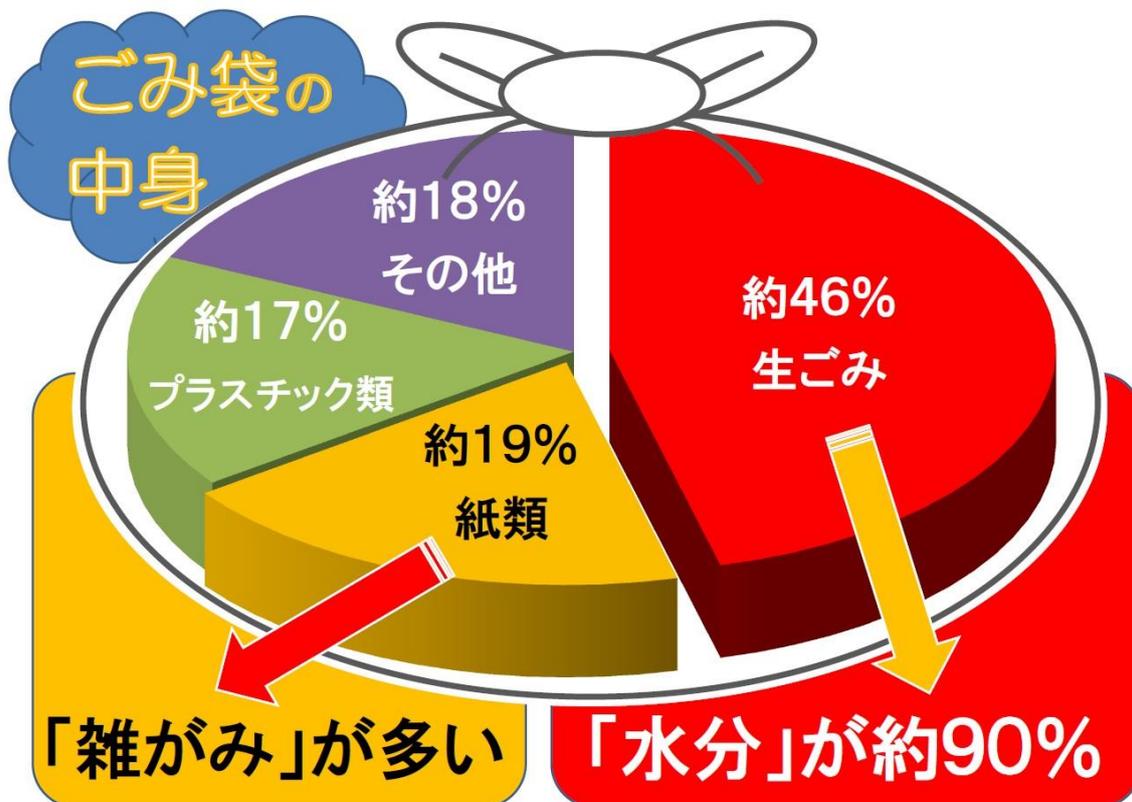
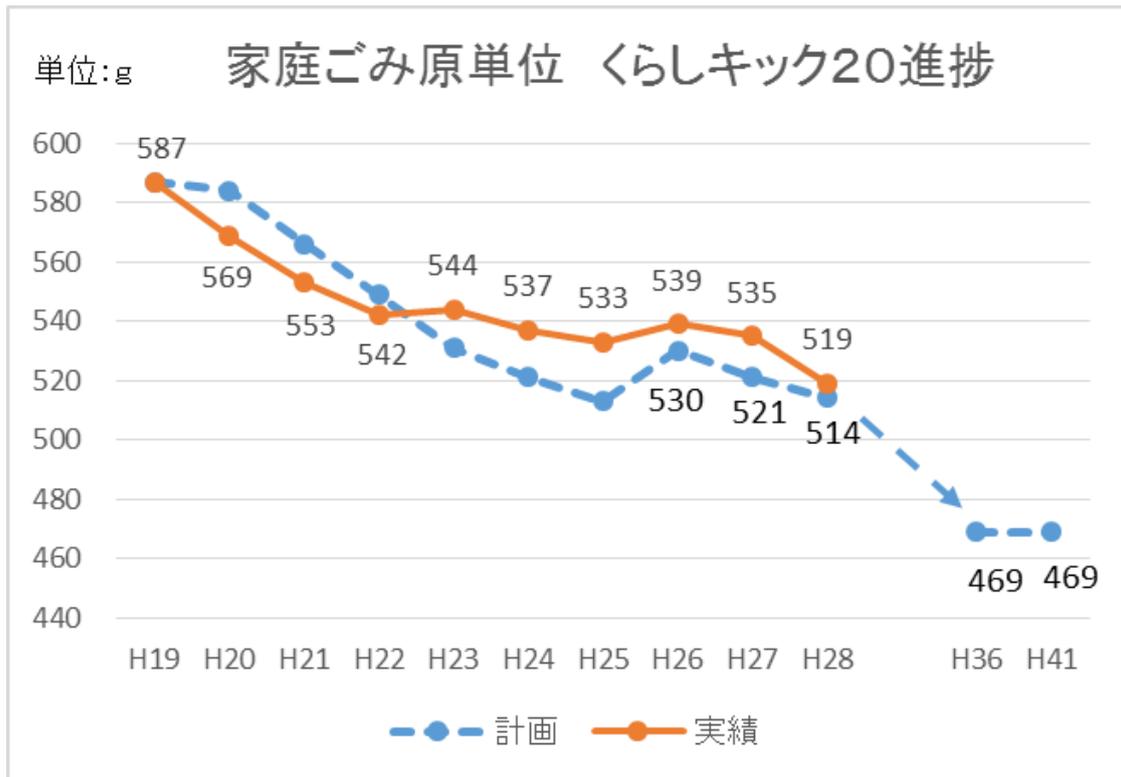
家庭ごみ

★1人1日あたり**118g**のごみを減らすこと！

H19 **587g** H28 **519g** H36 **469g**

残り **50g**

単位(g)



ごみ減量の切り札

① 生ごみの水切り

生ごみの…

約**90%**は**水分**

水切りの徹底を



② 雑紙の分別

燃やせるごみの…

約**19%**は**紙類**

リサイクルできる
「雑紙」の分別を



事業ごみ

★事業ごみは目標達成までかなりの減量が必要！

H19

H28

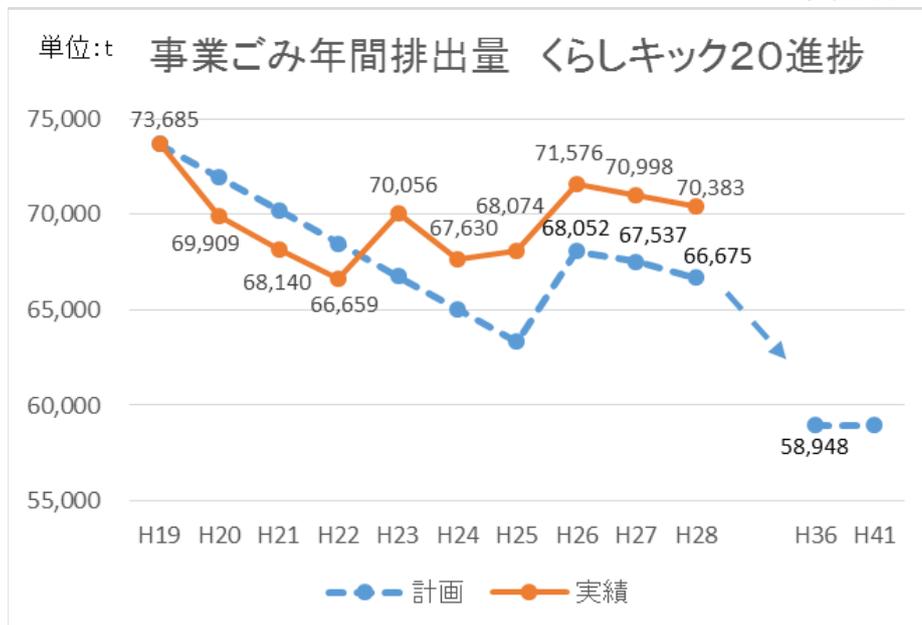
H36

73,685t

70,383t

58,948t

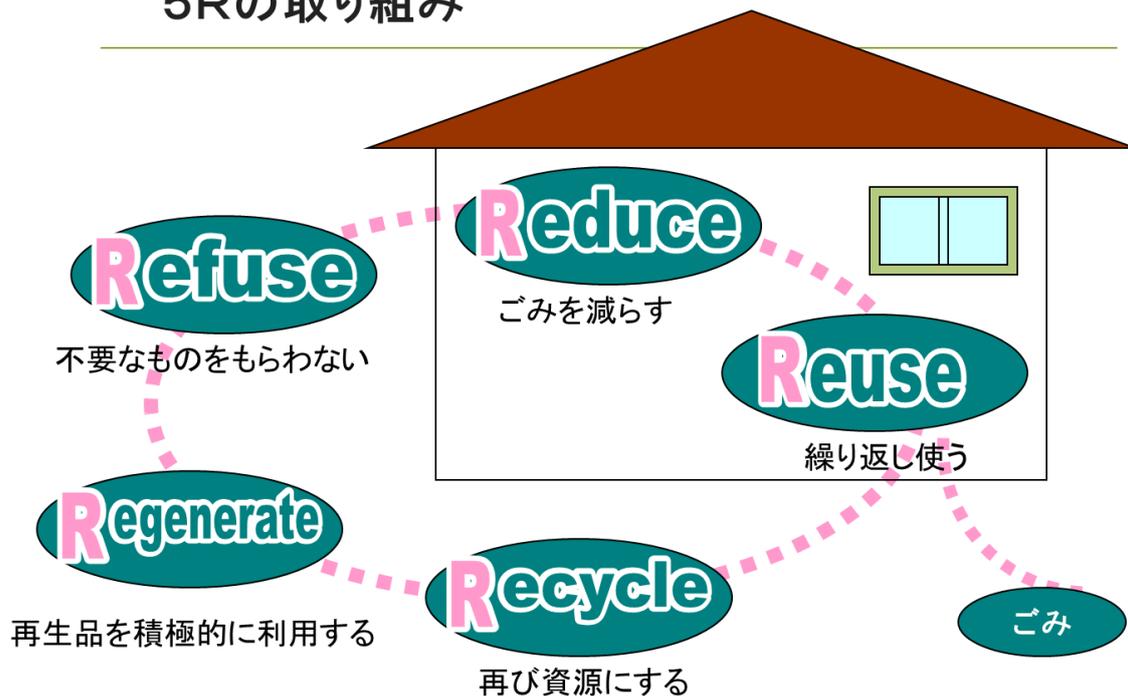
単位(t)



事業ごみ削減への取り組み

- 搬入物検査の強化
- 大規模事業所への指導

5Rの取り組み



(3) 目標達成に向けた施策（59施策）

ア 排出抑制のための取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
1-1	排出抑制アイデアの募集	<p>「私はこんなことをやっている」といったごみの排出抑制についてのアイデアを広く募集し、市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行い、市民に体験してもらえよう推奨していく。</p>
1-2	ごみステーションでの目標見える化事業	<p>世帯の構成員数ごとの平均的な排出量と市の目指す目標値（くらしキック20）を記した大型看板と簡易計量器（吊り下げ式など）の設置を希望する自治会等を公募し、応募のあった自治会のごみステーションに設置する。応募者（環境役員や自治会長等）に一定期間で協力を依頼し、地元住民がごみを捨てに来た際に事業の周知（説明）と計量の補助を依頼する。</p> <p>自分の家庭から出るごみの量が、他の家庭と比較して多いのか少ないのか、目標に対してどれほど減量が必要なのかが明確になることで、各家庭での自発的なごみ減量化を推進する。</p> <p>希望する世帯に対しては、ごみ量チェックシートや効果的なごみ減量方法を記したパンフを配布し、各家庭での自発的な取組みを支援する。</p> <p>看板・はかりの設置希望箇所については、順次拡大していく。</p>
1-3	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	<p>購入費補助制度を継続するとともに、生ごみ処理容器や堆肥の活用方法の紹介、アンケート等による利用者の意見募集、利用者同士の情報交換の場の提供、小売り店舗との協力（のぼり、パンフレット、補助申請書の店頭設置等）など、より一層の利用拡大を目指した啓発活動の強化を行い、必要に応じて補助額の増額や堆肥利用先として市民農園への提供、生ごみ処理堆肥の自由な搬入・持ち帰り場所の設置などを検討する。</p>
1-4	生ごみ資源化事業の推進	<p>現在、倉敷市船穂町堆肥センターで行われている生ごみの堆肥化事業について、協力世帯の増加を図る。</p>



堆肥化容器



電気式処理機

1-5	水切りの徹底	<p>燃やせるごみに占める生ごみの割合は依然として高く、さらに生ごみに含まれる水分割合も高いことから、これまでの取組みに加え、水切りをした場合の減量効果を分かりやすく広報し、水切りの徹底に向けて意識改革を求めていく。広報手段としては、水切りの短編動画を作成し、市のホームページに掲載したり、メール配信を行う。また、生ごみに含まれる水分量を示したパネルを作成し、各支所の窓口に配置する。</p>	
1-6	マイバッグ・マイ箸運動の推進	<p>マイバッグ・マイ箸持参の効果や事例の紹介、市内店舗でのレジ袋使用量削減の呼びかけ等により事業の推進を図る。事業所等に対しては「倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店」の拡充を図っていく。</p>	
1-7	家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	<p>ごみ減量化にはごみ有料化は有効な手段であるため、本計画における他の減量化施策のを実施した結果、平成 32 年度に国の目標値である一人一日当たり排出量 500g/人・日の目標達成が困難と見込まれる場合には、ごみ有料化導入の必要性を市民に説明し、更なる減量化の協力を呼びかけることとする。</p>	
1-8	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	<p>現在実施している家庭で不要になったものの登録・紹介を行う制度について、今後も市のホームページや広報紙等を通じて、制度の周知を図るとともに、各支所や各環境センターにおいても登録物品の紹介を行うなど、成立件数の増加を図り、リユースの推進に努める。</p>	
1-9	剪定枝等資源化支援事業の検討	<p>家庭で剪定された枝木や公園等の清掃時における樹木の剪定枝、落ち葉、草などをごみに出すことなく資源化（チップ化による堆肥化等）出来るよう、チップ化機材の貸出制度の実施、チップ化車両、資源化設備等の導入、堆肥化容器の購入費補助制度を検討し、資源化の推進を図る。</p>	
1-10	段ボール堆肥の紹介	<p>学校や家庭で出来る生ごみ減量対策として、段ボールを用いて作る生ごみ堆肥の作成方法や、堆肥の利用方法などを広報紙や市のホームページを通じて紹介して取り組んでもらう。</p>	
1-11	食品残渣の減量	<p>飲食店での食べ残しを減らすために、飲食店に対し、様々な量のメニューの検討を推奨する。市民は、自分の食べ切れる量を選択することができるようになり、食品残渣として排出される生ごみの排出量を減らすことができる。また、事業所から排出される生ごみに含まれる水分比率が高いため、パンフレットの配布等により、水切りの徹底を呼びかける。</p>	
1-12	リユース食器の貸し出し事業	<p>町内会、自治会、学校が主催するイベント等にリユース食器を貸し出し、使い捨て食器の使用抑制を図る。</p>	

1-13	集合住宅入居者による取り組み	事業系ごみとして収集されているごみを排出する集合住宅の管理者や入居者に対し、資源化物の分別の徹底を呼びかける。
1-14	マイボトル持参運動の検討と試行	マイボトル持参運動を実施し、飲料について、中身だけを購入するといったライフスタイルへの転換を目指す。 その一つの取組として、販売店・メーカー・市が連携し、マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置について検討・試行を行う。
1-15	事業ごみ処理手数料増額改定の可能性の検討	排出者負担の公平性を図るため、ランニングコストの上昇や周辺都市の処理料金改定に合わせて、処理費用の適正な転嫁を随時行っていく。
1-16	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	日量 100kg 以上の一般廃棄物を排出する事業所で、一般廃棄物資源化減量計画書の作成・提出を求める事業所の適用範囲（特定建築物：延床面積 3,000 m ² 以上、大規模小売店舗：延床面積 1,000 m ² 以上）を拡大（例 延床面積 3,000 m ² 以上 → 同 2,000 m ² 以上）し、計画書の提出を求めるとともに、個別訪問により、事業ごみの排出量削減指導を強化する。 また、ごみ減量に関する取組状況や資源化実績について、市のホームページで優秀な事業所の紹介等を行い、事業ごみの減量化を図っていく。
1-17	事業系一般廃棄物のマニフェスト制度の創設	事業系一般廃棄物のマニフェスト導入により、一般廃棄物への産業廃棄物の混入・持ち込みを排除する。

イ 再資源化のための取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
2-1	リサイクルに関するアイデアの募集	「私はこんなことをやっている」といったようなごみのリサイクルについてのアイデアを広く募集し、良案は市のホームページや広報紙などを通して公表、優秀なものについては表彰を行い、市民に体験してもらえるよう推奨していく。
2-2	分別徹底の推進	ごみ減量の啓発に最も効果があると考えられるごみステーションでの早朝指導について、自治会や町内会と連携をとりながら市内全域で実施し、ごみの減量を図っていく。
2-3	外国人への分別徹底の推進	英語・ポルトガル語・中国語で作成した、外国人定住者向けの適正なごみの分別・出し方の啓発用パンフレットを日本語学校などの出前講座で配布する。また、他の言語についてもパンフレットを作成・配布し、ごみの分別精度の向上を図っていく。
2-4	ごみステーションでの目標見える化事業	排出抑制で掲げた施策と一体で、ごみ減量化の取組みモデルとなるステーションを決め、市の目標値（資源化物の回収）と市民が挑戦すべき目標を記した看板を設置（目標の見える化）し、各家庭の自主的な取組みを推進する。 取組みの前後で、はかりを使用した排出ごみの計量やアンケートを行い、算出した減量効果を市のホームページや広報紙等で公表する。 看板・はかりの設置希望箇所については、順次拡大していく。
2-5	ペットボトル回収の充実	市内のスーパー、百貨店等（リサイクル協力店）で店頭回収を行っているペットボトルについて、店頭での拠点回収を継続するとともに、更なる回収と資源化を促進するため、ドラッグストアやホームセンター等、協力店舗数の増加を図っていく。
2-6	常設リサイクルステーションの設置	ライフスタイルの変化に伴い、常時排出が可能なステーションを設置することにより、排出の利便性向上を図り、資源ごみの分別を推進する。
2-7	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を継続することで、自主的に資源回収を実施する協力団体の活動を奨励し、ごみの減量と再資源化を推進していく。
2-8	5種14分別の見直し	現在の分別区分で燃やせるごみとして排出されている、白色トレイやプラスチック製容器包装類を新たな分別区分として設定して分別収集し、燃やせるごみの減量化とともに資源化物のリサイクルを進める。



2-9	資源ごみ収集頻度の見直し	月に1回の資源ごみ収集日を見直し、月に2回にすることで、更なる回収と資源化を促進する。
2-10	廃食用油燃料化事業の拡大	現在のBDF（バイオディーゼル燃料）事業（協力世帯から回収した廃食用油からバイオディーゼル燃料を精製し、公用車の走行用燃料などに活用している）を継続するとともに、BDF以外への活用方法を検討する。
2-11	事業ごみ適正処理指導	<p>事業ごみの受入時に資源化物や不適正廃棄物の混入を確認する搬入検査の回数を増やし、不適正な排出事業者に対して指導を強化する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">高感度カメラを使い 搬入物検査の強化</p> <p style="text-align: right;">ダンボール等の資源化物やプラスチック類等の産業廃棄物の搬入阻止</p>
2-12	事業系紙類のリサイクル推進	事業系紙類の受入停止を継続し、民間リサイクルルートへ誘導するための情報提供を行う。
2-13	事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	現在、事業系一般廃棄物の資源化推進に向け、「木くず」及び「食品残渣」の処分業許可を実施している。今後も排出事業者に対して再資源化事業者を紹介・誘導することにより、資源のリサイクルを推進する。
2-14	事業系びん類の搬入停止	事業活動により排出されるびん類の市施設への搬入を停止し、再資源化事業者へ誘導することにより、リサイクルを推進する。

ウ 環境教育のための取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
3-1	夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度	<p>教育委員会と連携し、小学校、中学校向けに、夏休みの自由研究課題として「家庭ごみの減量プラン」を提示する。夏休み中に各家庭でごみの減量化に取り組んでもらい、夏休み中にどれだけ減量できたかを学校で発表する。また、優秀な取組みを実践した生徒を表彰するとともに、学校を通じた各家庭でのごみの減量に意欲的に取り組んでもらう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
3-2	優良・優秀な事業	毎年の一定期間（3ヶ月程度）において、事業所別に自主的な分別や減量の取組

	所の表彰制度	みについて報告してもらい、分別の徹底がなされているところ、努力しているところについて認定・表彰を行うとともに、県等の関係機関への推薦を行う。
3-3	ごみ処理等施設見学会の開催	夏休み等を利用し、親子で参加できる環境教育のための見学会（ごみの収集から処理、資源化、最終処分に至るまでの過程を見学）を実施し、子どもだけでなく大人にもゴミ問題への関心を深めてもらい家庭での取組み推進を図る。 また、教育委員会とも連携しながら、実施回数及び参加者の増加を図る。 
3-4	環境教育メニューの提供	学校や町内会、職場等で行える環境教育の充実を図るため市のホームページで対象別・年代別に応じた環境教育のメニュー（分別徹底やごみ減量の必要性や家庭でできる取組み）を掲載、紹介し、幅広い教育用の教材として活用する。
3-5	市で行う他のイベント・学習会での講座	市の他部署が行っているイベントや学習会などにおいて、短時間のごみ問題に関する啓発講座、紹介を実施し、参加者の環境意識向上を図る。
3-6	出前講座の推進	ごみの減量とリサイクルに関する出前講座について、今後も積極的に実施し、市民の自主的な生涯学習活動を支援する。教育関連部署と連携し、学校における環境教育の一環として市職員や清掃指導員を講師として派遣し、訪問授業を行う。 
3-7	ごみトーク（意見交換会）の開催	ごみの排出抑制・リサイクル等について、市民希望者や事業者の意見交換、情報交換を行う場としてごみトークを開催する等、ごみに対する意識を深める場を作っていく。
3-8	企業見学企画・紹介	学校における環境学習として、市内の製造業者等企业を訪問し、環境問題への取組みを見学する。市として見学できる企業と交渉し、見学先の紹介を行う。
3-9	環境副読本の作成	小中学生向けの環境副読本（エコノート）を作成し、市内小中学校での環境教育に用いる教材として提供する。
3-10	環境家計簿（ごみ版）の作成	市民一人ひとりが家庭や学校などで実施できる具体的な取組みごとの個別減量目標に向けた取組み推進に向け、各取組の実施状況をチェックできる表を作成、公表する。
3-11	リサイクル研修・体験講座	不用品リフォームの実践やごみ問題、ごみ処理に関する意識啓発に向け、クルクルセンターで実施しているリサイクル研修・体験講座を継続し、広報紙等により広く参加を呼びかける。 
3-12	エコ・クッキングの励行の啓発	料理の際に発生する残飯などの発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について、講習会等を開催し、啓発に努める。 ○生涯学習、出前講座等での紹介 ○エコ・クッキングマイスターの活用
3-13	事業所研修の参加	事業所が行う新人研修等において、環境意識の向上や事業ごみの分別を啓発するため、市職員や清掃指導員を講師として派遣し、訪問授業を行う。

エ 情報提供のための取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
4-1	倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を拠点とした啓発	<p>市民にごみの減量化、資源化への関心を深めてもらうことを目的に、倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）において、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを継続して行う。さらに、より多くの市民に利用してもらうため、広報紙等により周知徹底を図り、更なる市民の活動拠点とし、市民の自主的な環境活動にも利用可能な場とするなど運営方法の検討も行っていく。</p> 
4-2	広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	<p>広報紙や市のホームページを通じて、ごみ処理の実績や資源化量、ごみ処理経費等について、4半期毎など一定期間において現状と推移、市の目標の短期間達成状況を紹介し、ごみ減量意識の啓発を行うとともに、自主的な取り組みを促す。</p>
4-3	暮らしとごみ展の開催	<p>ごみ問題について広く市民に現状を認識し、関心を深めてもらうことを目的にしたイベントを、今後も継続して開催し、ごみに対する意識を高める場をつくっていく。</p> 
4-4	リサイクルフェアの開催	<p>市民のごみ減量とリサイクル意識の向上を目指し実施している啓発事業（リサイクルフェア）について、今後もこのような市民参加型のイベントを開催し、広く市民の参加を促すことにより、ごみに対する意識を高める場を作っていく。</p> 
4-5	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	<p>ごみの適正処理等を説明したガイドブックやパンフレット等を作成し配布することにより、分別や適正処理に関するルールなど必要な情報を広く浸透させる取組みに努める。</p>
4-6	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	<p>メールマガジンやフェイスブック、ホームページ等を活用した情報提供や普及啓発の充実に努める。</p>
4-7	清掃指導員の配置継続	<p>ごみの正しい出し方、ごみの分別徹底に向け清掃指導員の配置を継続する。</p> 

オ その他の取組み施策の内容

番号	施策名称	施策の内容
5-1	子育て世代のごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布	子育て世代に的を絞って、取組める減量化や資源化のメニュー（ライフスタイルの見直しポイント等）をとりまとめたリーフレットを作成・配布、あるいは市のホームページや広報紙に掲載してPRする。
5-2	エコショップ、エコレストランの推進	エコショップ、エコレストラン等のごみ減量化やリサイクルを積極的に取り組む店舗を「倉敷市ごみ減量リサイクル推進店」等と称し認定し、広報紙等を通じて認定を受けた店舗を公表していく制度の実施を検討する。 エコショップ：包装の簡素化、リサイクル商品の販売、資源物の回収等を積極的に行う小売店 エコレストラン：生ごみの発生抑制やリサイクル（堆肥化・飼料化など）に積極的に取り組む飲食店
5-3	特定非営利活動法人（NPO）との協働	環境問題等に取り組む特定非営利活動法人（NPO）と連携・協働し、環境問題をはじめごみの発生抑制・再使用・再生利用等、市民・事業者の自主的なごみに対する取組みを促進する。
5-4	環境物品等の使用促進	市自らが再生製品等の環境物品を使用するグリーン購入などを積極的に行うとともに、市民、事業者に向けて市の取組みや再生製品の紹介等の啓発を行い、市民、事業者による環境物品等使用の取組みを促進する。 また、市・市民・事業者が主催するイベントにおいて、環境物品を積極的に利用したエコイベントが実施されるよう支援する。
5-5	不法投棄対策	ごみの排出抑制などの施策実施により、新たに不法に廃棄されるごみが発生しないよう、関係機関との連携により、パトロールを徹底するなど、より一層の監視体制や指導の強化を通じて不法投棄の防止に努める。
5-6	市民の自主的な取組みを奨励する制度の実施	ごみ減量・資源化の取組み推進に向けて、子供会や自治会、市民団体等が実施する、減量アイデア紹介や啓発ポスター、のぼり等の作成など自主的な啓発活動等に対して、活動資金の補助金交付制度や表彰制度を整備し支援する。
5-7	環境マネジメントシステムの紹介	セミナーの開催や、市のホームページに情報を掲載するなど、環境マネジメントシステムについての情報提供及び取得の支援をする。
5-8	5R推進事業優良事業者表彰の実施	5Rに関する活動が地域の模範となる市民団体及び事業者を表彰することにより、意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効利用の推進を図る。

参考

リサイクルの取組み

乾電池リサイクル



昭和59年4月から分別収集開始
昭和62年9月から処理委託開始
年間回収量 約90トン

ペットボトルリサイクル



平成11年10月開始
拠点数 約100箇所
年間回収量 約540トン

小型家電リサイクル



平成26年1月開始
年間回収量 約500トン

蛍光管リサイクル



平成29年7月開始
年間回収量 約30トン（見込み）

※ 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

我が国のリサイクルの取組を国際的にアピールし、「資源の有効活用をより重視する持続可能な社会」を実現することを目的に、公益法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が開始されました。本市も参加しています。



9 し尿くみ取り手数料の改定について

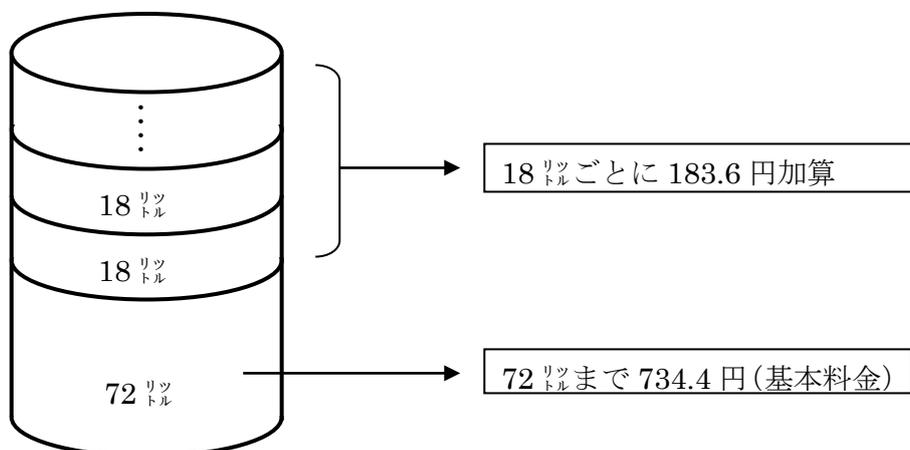
倉敷市におけるし尿の収集は、児島地区のみ直営で収集し、その他の地区(倉敷・玉島・水島・真備・船穂地区)は、し尿の収集において、責任体制の確立を図るため事業者ごとに収集区域を指定した 17 の許可業者が収集しています。市内のし尿の汲取り量は、下水道の整備に伴い、年々減少 (H23 : 35,427kl → H28 : 26,500kl) を続けています。

倉敷市のし尿処理手数料は、条例で 18ℓあたり 183.6 円と定められており、許可業者は条例で定める額を超えて市民から徴収することはできません。(廃掃法第 7 条第 12 項)

平成 23 年度に手数料の見直し (据え置き) を行ってから 6 年経過し、改めて手数料の算定を行いました。

(1) 現在の手数料 (倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 11 条に定める)

1 回ごとの汲取り手数料 (10 円未満は切捨て、消費税含む)

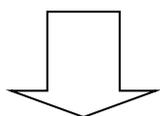


※18 ℓあたりとするのは、バキューム車のゲージが 18 ℓきざみとなっているため

(2) 算定手順

別紙「一般廃棄物 (し尿) 収集運搬試算表」を参照

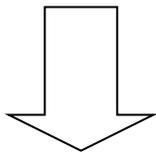
- (A) 一般廃棄物 (し尿) 収集運搬試算表から、バキュームカー (1800 ℓ積載) 1 台分を 1 箇月運行するための必要経費を求める。



平成 23 年度 1,496,048 円

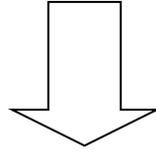
平成 29 年度 1,504,702 円

- (B) 1 回当たりの (タンク容量まで収集し処理場へ搬送する回数) 費用を求める。
従前は 1 箇月あたり 74 回で計算されていたが、汲み取り世帯の減少に伴う作業効率の低下により、平成 29 年度は 1 箇月あたり 72 回搬入に変更し計算する。
(3.27 回×22 日)



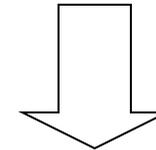
平成 23 年度 20,217 円
平成 29 年度 20,899 円

(C) 18 ヲ当りの収集運搬費用額を求める。(タンクは 1800 ヲなので 100 で除する)



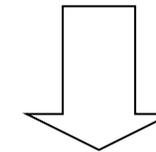
平成 23 年度 202 円 17 銭
平成 29 年度 208 円 99 銭

(D) (C) で求めたし尿 18 ヲあたりの収集運搬費用額から補助金 (1 円 75 銭/ ヲ) を差し引く。(1 円 7 5 銭×18 ヲ=31 円 50 銭)
〔市は許可業者に対し、1 ヲあたり 1 円 75 銭を補助しており、市民負担の軽減を図っている。〕



平成 23 年度 202 円 17 銭 - 31 円 50 銭 = 170 円 67 銭
平成 29 年度 208 円 99 銭 - 31 円 50 銭 = 177 円 49 銭

(E) (D) で求めた額から 10 円未満を切り捨てて得た額に消費税分を加えた額が、18 ヲ当たりの加算額となる。



平成 23 年度 170 円 67 銭 → 170 円 (10 円未満切捨て)
平成 29 年度 177 円 49 銭 → 170 円 (10 円未満切捨て)
平成 29 年度, 23 年度とも 170 円 × 1.08(消費税) = 183.6 円

(E) に 4 (72 ヲ相当) を乗じて得た額が、基本額となる。

$$183.6 \text{ 円} \times 4 = 734.4 \text{ 円} \dots \dots \text{現状と変わらず}$$

(3) 算定結果

算出額 (切捨て前)	H23 年度見直し時 1.05(消費税)	H26 年度消費税率 改正 1.08(消費税)	H29 年度 1.08(消費税)
	178 円 50 銭	183 円 60 銭	183 円 60 銭

平成 29 年度の 18 ヲ当たりの収集運搬費用は、平成 23 年度と比べて 6 円 82 銭上昇しているが、従量加算額は変わらず、従量基本額も変わらないため、し尿処理手数料は据置が適当と思われる。

一般廃棄物（し尿）収集運搬試算比較表

別紙

目	区分		前回比	
	平成23年度 1ヶ月原価	平成29年度 1ヶ月原価		
直接費	人件費	給料	421,800	98.4%
		諸手当	159,600	104.2%
		賞与	154,660	107.9%
	福利厚生費	法定福利費	118,518	104.0%
		被服費	4,528	100.0%
	物件費	消耗品費	12,511	98.6%
		燃料費	20,520	84.7%
		製本費	7,980	100.0%
		修繕費	13,465	61.4%
		減価償却費	48,600	102.9%
車両関係費	自動車保険料	15,949	96.8%	
	自動車税	1,504	16.2%	
	利息償還	6,480	102.9%	
	報酬	184,919	100.3%	
人件費	給料	46,444	114.8%	
	諸手当	2,633	192.8%	
	賞与	20,834	100.0%	
	法定福利費	39,512	111.6%	
福利厚生費	福利厚生費	661	68.7%	
	消耗品費	3,000	71.4%	
物件費	光熱水費	9,788	99.3%	
	通信費	2,992	95.1%	
有形固定資産費	減価償却費	623	100.0%	
	退職金共済費	18,162	100.0%	
管理費	借上料	42,228	102.9%	
	諸費	10,000	100.0%	
	直接費十間接費	1,367,911	100.6%	
(A)	諸経費	136,004	100.6%	
	総合計	1,504,702	100.6%	

1車両につき必要人員を2名
 290,700円（厚労省の賃金センサスの廃棄物処理従業員の平均給与月額 H25～H28調査）
 【H25】283,700円+【H26】293,900円+【H27】292,900円+【H28】292,200円÷4=290,675円
 79,800円（諸手当（市職員に準ずる）：上記金額に含む）

軽油の値下げ H30年度予算要求単価 108円

車両購入費 5,832,000円

排ガス規制適合車のため自動車取得税免除 H23: 162,000円

利息2%（中小企業融資制度）

児島衛生センター所長の賃金を市内の業者の平均保有台数(3.2台)で除した
 倉敷市の臨時職員賃金を市内の業者の平均保有台数(3.2台)で除した

倉敷市臨時職員一時金の支給実績に準ずる

H28年度倉敷市厚生会決算額 1人あたり3,500円

H28年度の児島衛生センターの電話代から算出

中小企業退職共済制度

平成23年度は月74回搬入で計算
 平成29年度は月72回搬入で計算

(B)	1回当たりの収集経費 (A ÷ 回/月) 23年度74回, 29年度72回	20,217	20,899	103.4%
(C)	180当たりの収集経費 (B ÷ 100/2t車)	202.17	208.99	103.4%
(D)	(C) - 補助金 (31.5円 × 180)	170.67	177.49	104.0%
(E)	(D) の10円未満を切捨て、消費税を加算	178.50	183.60	102.9%

183.60